

## 9 短期入所療養介護費

### イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

#### (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

##### (一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

###### a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	746単位
ii 要介護 2	795単位
iii 要介護 3	848単位
iv 要介護 4	902単位
v 要介護 5	955単位

(新設)

###### b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

□ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員待遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員待遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

## 9 短期入所療養介護費

### イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

#### (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

##### (一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

###### a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	750単位
ii 要介護 2	797単位
iii 要介護 3	860単位
iv 要介護 4	912単位
v 要介護 5	965単位

###### b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	779単位
ii 要介護 2	851単位
iii 要介護 3	913単位
iv 要介護 4	970単位
v 要介護 5	1,025単位

###### c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	845單位
ii 要介護 2	894單位
iii 要介護 3	947單位
iv 要介護 4	1,001單位
v 要介護 5	1,054單位

(新設)

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	767單位
ii 要介護 2	850單位
iii 要介護 3	965單位
iv 要介護 4	1,041單位
v 要介護 5	1,117單位

(新設)

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	866單位
ii 要介護 2	949單位
iii 要介護 3	1,064單位
iv 要介護 4	1,140單位
v 要介護 5	1,216單位

(新設)

i 要介護 1	826單位
ii 要介護 2	874單位
iii 要介護 3	937單位
iv 要介護 4	990單位
v 要介護 5	1,043單位

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	859單位
ii 要介護 2	933單位
iii 要介護 3	996單位
iv 要介護 4	1,052單位
v 要介護 5	1,108單位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	775單位
ii 要介護 2	858單位
iii 要介護 3	973單位
iv 要介護 4	1,049單位
v 要介護 5	1,125單位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	775單位
ii 要介護 2	858單位
iii 要介護 3	1,042單位
iv 要介護 4	1,118單位
v 要介護 5	1,194單位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	854單位
ii 要介護 2	937單位
iii 要介護 3	1,052單位
iv 要介護 4	1,128單位
v 要介護 5	1,204單位

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	854單位
ii 要介護 2	937單位
iii 要介護 3	1,121單位
iv 要介護 4	1,197單位

## (三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)

## a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	767単位
ii 要介護 2	844単位
iii 要介護 3	938単位
iv 要介護 4	1,014単位
v 要介護 5	1,090単位

(新設)

## b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	866単位
ii 要介護 2	943単位
iii 要介護 3	1,037単位
iv 要介護 4	1,113単位
v 要介護 5	1,189単位

(新設)

## (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

## (一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

## a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	848単位
ii 要介護 2	897単位
iii 要介護 3	950単位
iv 要介護 4	1,004単位
v 要介護 5	1,057単位

(新設)

## v 要介護 5

1,273単位

## (三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)

## a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	775単位
ii 要介護 2	852単位
iii 要介護 3	946単位
iv 要介護 4	1,022単位
v 要介護 5	1,098単位

## b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	775単位
ii 要介護 2	852単位
iii 要介護 3	1,015単位
iv 要介護 4	1,091単位
v 要介護 5	1,167単位

## c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	854単位
ii 要介護 2	931単位
iii 要介護 3	1,025単位
iv 要介護 4	1,101単位
v 要介護 5	1,177単位

## d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	854単位
ii 要介護 2	931単位
iii 要介護 3	1,094単位
iv 要介護 4	1,170単位
v 要介護 5	1,246単位

## (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

## (一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

## a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	876単位
iii 要介護 3	940単位
iv 要介護 4	993単位
v 要介護 5	1,046単位

## b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	848単位
ii 要介護 2	897単位
iii 要介護 3	950単位
iv 要介護 4	1,004単位
v 要介護 5	1,057単位

(新設)

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	928単位
ii 要介護 2	1,011単位
iii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,202単位
v 要介護 5	1,278単位

(新設)

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	928単位
ii 要介護 2	1,011単位
iii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,202単位

i 要介護 1	862単位
ii 要介護 2	936単位
iii 要介護 3	999単位
iv 要介護 4	1,055単位
v 要介護 5	1,111単位

c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	876単位
iii 要介護 3	940単位
iv 要介護 4	993単位
v 要介護 5	1,046単位

d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	862単位
ii 要介護 2	936単位
iii 要介護 3	999単位
iv 要介護 4	1,055単位
v 要介護 5	1,111単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1,019単位
iii 要介護 3	1,134単位
iv 要介護 4	1,210単位
v 要介護 5	1,286単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1,019単位
iii 要介護 3	1,203単位
iv 要介護 4	1,279単位
v 要介護 5	1,355単位

c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1,019単位
iii 要介護 3	1,134単位
iv 要介護 4	1,210単位

v 要介護 5	1, 278単位
(新設)	
(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	928単位
ii 要介護 2	1, 005単位
iii 要介護 3	1, 119単位
iv 要介護 4	1, 195単位
v 要介護 5	1, 271単位
(新設)	
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	928単位
ii 要介護 2	1, 005単位
iii 要介護 3	1, 119単位
iv 要介護 4	1, 195単位
v 要介護 5	1, 271単位
(新設)	
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位

v 要介護 5	1, 286単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1, 019単位
iii 要介護 3	1, 203単位
iv 要介護 4	1, 279単位
v 要介護 5	1, 355単位
(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1, 013単位
iii 要介護 3	1, 107単位
iv 要介護 4	1, 183単位
v 要介護 5	1, 259単位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1, 013単位
iii 要介護 3	1, 176単位
iv 要介護 4	1, 252単位
v 要介護 5	1, 328単位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1, 013単位
iii 要介護 3	1, 107単位
iv 要介護 4	1, 183単位
v 要介護 5	1, 259単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	936単位
ii 要介護 2	1, 013単位
iii 要介護 3	1, 176単位
iv 要介護 4	1, 252単位
v 要介護 5	1, 328単位
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位

(三) 6時間以上8時間未満

1,250単位

注1 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(三) 6時間以上8時間未満

1,250単位

注1 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (+) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (-) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。）の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (Ⅲ) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(二) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した入所者の総数(当該施設内で死亡した者を除く。)のうち、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の五十を超えていていること。

b 入所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以内)に、当該施設の従業者が当該入所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該入所者の在宅における生活が一月以上(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以上)継続する見込であることを確認し、記録していること。

(三) 三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

(四) 次のいずれかに適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、かくたん吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

(五) (1)に該当すること。

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

る基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。

(3) (1)(2)及び(3)に該当するものであること。

(4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) (3)(-)及び(3)に該当するものであること。

(2) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

(5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) (3)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) (4)に該当するものであること。

(2) 入所者等の合計数が四十以下であること。

□ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) イ(1)(-)及び(2)に該当するものであること。

- (二) 通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
(1)及びイ(2)から四までに該当するものであること。
- (3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
(1)(二)及びイ(1)(二)並びにイ(3)(一)及び(二)に該当するものであること。
- (4) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
(1)(二)及びイ(1)(二)並びにイ(3)(一)及び(4)(二)に該当するものであること。
- (5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
(-) (3)に該当するものであること。  
(二) 利用者等の合計数が四十以下であること。
- (6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
(-) (4)に該当するものであること。  
(二) 利用者等の合計数が四十以下であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、

病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下同様。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われること。

□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養

介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅳ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅵ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅶ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅶ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅷ)若しくは(Ⅸ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅶ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）

項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)若しくは(iv)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）

に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 6 指定短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。
- 8 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 6 指定短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。
- 8 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

(新設)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は算定しない。

(新設)

9 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8の加算を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。  
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は算定しない。

11 (1)(-)、(2)(-)及び(3)について、利用者（要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。）であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算として、(1)(-)及び(2)(-)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。  
次のいずれかに該当する状態  
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態  
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  
ハ 中心静脈注射を実施している状態  
ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態  
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態  
ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規

- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があったものとみなす。
- 13 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。
- 14 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大

則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 褥瘡に対する治療を実施している状態

リ 気管切開が行われている状態

- 12 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 13 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があったものとみなす。
- 15 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。
- 16 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大

臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるもの及び単位数の内容は次のとおり。

4 重度療養管理（1日につき）

120単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は介護老人保健施設において、指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを受けている利用者又は入所者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。

イ 指定短期入所療養介護の利用者については、次のいずれかに該当する状態

次のいずれかに該当する状態

(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

(3) 中心静脈注射を実施している状態

(4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

(5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

(6) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

(7) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

(8) 褥瘡に対する治療を実施している状態

(9) 気管切開が行われている状態

ロ 介護老人保健施設の入所者については、次のいずれかに該当する状態

(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

15 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(4) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理（1日につき）

500単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

状態

(3) 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

17 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(4) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(削除)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理（1日につき）

500単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(二) 特定治療

医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(新設)

2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(二) 特定治療

医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(7) 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| (一) 介護職員待遇改善加算(Ⅰ) | (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 |
| (二) 介護職員待遇改善加算(Ⅱ) | (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数         |
| (三) 介護職員待遇改善加算(Ⅲ) | (一)により算定した単位数の1                       |

00分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員待遇改善加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員待遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
  - （一） 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費  
 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	715単位
ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	1,063単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,255単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	846単位
ii 要介護 2	956単位
iii 要介護 3	1,194単位
iv 要介護 4	1,295単位
v 要介護 5	1,386単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

□ 介護職員待遇改善加算(II) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員待遇改善加算(III) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	720単位
ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	1,061単位
iv 要介護 4	1,161単位
v 要介護 5	1,250単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	937単位
iii 要介護 3	1,170単位
iv 要介護 4	1,269単位
v 要介護 5	1,359単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	655単位
ii 要介護 2	764単位
iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	1,080単位
v 要介護 5	1,122単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	786単位
ii 要介護 2	895単位
iii 要介護 3	1,055単位
iv 要介護 4	1,211単位
v 要介護 5	1,253単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護 1	625単位
ii 要介護 2	736単位
iii 要介護 3	887単位
iv 要介護 4	1,044単位
v 要介護 5	1,085単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	756単位
ii 要介護 2	867単位
iii 要介護 3	1,018単位
iv 要介護 4	1,175単位
v 要介護 5	1,216単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護 1	715単位
ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	975単位
iv 要介護 4	1,066単位
v 要介護 5	1,157単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	846単位
ii 要介護 2	956単位

i 要介護 1	661単位
ii 要介護 2	768単位
iii 要介護 3	925単位
iv 要介護 4	1,078単位
v 要介護 5	1,119単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	770単位
ii 要介護 2	877単位
iii 要介護 3	1,034単位
iv 要介護 4	1,187単位
v 要介護 5	1,228単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護 1	632単位
ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	889単位
iv 要介護 4	1,043単位
v 要介護 5	1,083単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	741単位
ii 要介護 2	850単位
iii 要介護 3	998単位
iv 要介護 4	1,152単位
v 要介護 5	1,192単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護 1	720単位
ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	975単位
iv 要介護 4	1,064単位
v 要介護 5	1,154単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	937単位

iii 要介護 3	1, 106単位	iii 要介護 3	1, 084単位
iv 要介護 4	1, 197単位	iv 要介護 4	1, 173単位
v 要介護 5	1, 288単位	v 要介護 5	1, 263単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)			
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	715単位	i 要介護 1	720単位
ii 要介護 2	825単位	ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	933単位	iii 要介護 3	934単位
iv 要介護 4	1, 024単位	iv 要介護 4	1, 023単位
v 要介護 5	1, 115単位	v 要介護 5	1, 112単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	846単位	i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	956単位	ii 要介護 2	937単位
iii 要介護 3	1, 064単位	iii 要介護 3	1, 043単位
iv 要介護 4	1, 155単位	iv 要介護 4	1, 132単位
v 要介護 5	1, 246単位	v 要介護 5	1, 221単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)		(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	849単位	a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	959単位	b 要介護 2	940単位
c 要介護 3	1, 197単位	c 要介護 3	1, 173単位
d 要介護 4	1, 298単位	d 要介護 4	1, 272単位
e 要介護 5	1, 389単位	e 要介護 5	1, 362単位
(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)		(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	849単位	a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	959単位	b 要介護 2	940単位
c 要介護 3	1, 197単位	c 要介護 3	1, 173単位
d 要介護 4	1, 298単位	d 要介護 4	1, 272単位
e 要介護 5	1, 389単位	e 要介護 5	1, 362単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)		(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)		(-) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	849単位	a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	959単位	b 要介護 2	940単位
c 要介護 3	1, 109単位	c 要介護 3	1, 087単位

d 要介護 4	1, 200単位
e 要介護 5	1, 291単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	849単位
b 要介護 2	959単位
c 要介護 3	1, 109単位
d 要介護 4	1, 200単位
e 要介護 5	1, 291単位
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1, 250単位

- 注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられ

d 要介護 4	1, 176単位
e 要介護 5	1, 265単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	940単位
c 要介護 3	1, 087単位
d 要介護 4	1, 176単位
e 要介護 5	1, 265単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1, 250単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられ

た内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7 単位
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

(新設)

た内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7 単位
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

9 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。  
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(6) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

13 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(6) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(削除)

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(新設)

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 单位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 单位 |

**(9) 介護職員処遇改善加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | <u>(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</u> |
| (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | <u>(一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u>         |
| (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | <u>(一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>         |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- |  |
|--|
| (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、 <u>介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u>                  |
| (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した <u>介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</u> |

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
- 〔一〕 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- 〔二〕 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イ(1)から(6)までに掲げる基準の

## ハ 診療所における短期入所療養介護費

## (1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

## (一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

## a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	696単位
ii 要介護 2	748単位
iii 要介護 3	800単位
iv 要介護 4	851単位
v 要介護 5	903単位

## b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	827単位
ii 要介護 2	879単位
iii 要介護 3	931単位
iv 要介護 4	982単位
v 要介護 5	1,034単位

## (二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)

## a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	606単位
ii 要介護 2	652単位
iii 要介護 3	698単位
iv 要介護 4	744単位
v 要介護 5	790単位

## b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	737単位
ii 要介護 2	783単位
iii 要介護 3	829単位
iv 要介護 4	875単位
v 要介護 5	921単位

## (2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

## (一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要介護 1	830単位
b 要介護 2	882単位

いすれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

## ハ 診療所における短期入所療養介護費

## (1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

## (一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

## a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	701単位
ii 要介護 2	752単位
iii 要介護 3	803単位
iv 要介護 4	853単位
v 要介護 5	904単位

## b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	810単位
ii 要介護 2	861単位
iii 要介護 3	912単位
iv 要介護 4	962単位
v 要介護 5	1,013単位

## (二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)

## a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	613単位
ii 要介護 2	658単位
iii 要介護 3	703単位
iv 要介護 4	748単位
v 要介護 5	794単位

## b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	722単位
ii 要介護 2	767単位
iii 要介護 3	812単位
iv 要介護 4	857単位
v 要介護 5	903単位

## (2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

## (一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要介護 1	813単位
b 要介護 2	864単位

c 要介護 3	934単位
d 要介護 4	985単位
e 要介護 5	1,037単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	830単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	934単位
d 要介護 4	985単位
e 要介護 5	1,037単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,250単位

- 注 1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

c 要介護 3	915単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,016単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	813単位
b 要介護 2	864単位
c 要介護 3	915単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,016単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,250単位

注 1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

(新設)

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。  
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療

養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

#### (4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

#### (5) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

#### (6) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つ

養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

11 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

#### (4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(削除)

#### (5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つ

た場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

#### (7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(新設)

た場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

#### (6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

#### (7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |
|---|
| (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数         |
| (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数         |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

##### イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）をする費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に

関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

- (3) 介護職員待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
  - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,049単位
ii 要介護 2	1,116単位
iii 要介護 3	1,183単位
iv 要介護 4	1,251単位
v 要介護 5	1,318単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,160単位
ii 要介護 2	1,227単位
iii 要介護 3	1,294単位
iv 要介護 4	1,362単位
v 要介護 5	1,429単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	991単位
ii 要介護 2	1,062単位
iii 要介護 3	1,132単位
iv 要介護 4	1,203単位
v 要介護 5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,122単位
ii 要介護 2	1,193単位
iii 要介護 3	1,263単位
iv 要介護 4	1,334単位

ロ 介護職員処遇改善加算(II) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(III) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,048単位
ii 要介護 2	1,113単位
iii 要介護 3	1,179単位
iv 要介護 4	1,246単位
v 要介護 5	1,312単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,157単位
ii 要介護 2	1,222単位
iii 要介護 3	1,288単位
iv 要介護 4	1,355単位
v 要介護 5	1,420単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	991単位
ii 要介護 2	1,060単位
iii 要介護 3	1,129単位
iv 要介護 4	1,199単位
v 要介護 5	1,267単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,100単位
ii 要介護 2	1,169単位
iii 要介護 3	1,238単位
iv 要介護 4	1,308単位

	v 要介護 5	1,404單位
(三)	認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	962單位
ii	要介護 2	1,031單位
iii	要介護 3	1,099單位
iv	要介護 4	1,168單位
v	要介護 5	1,236單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	1,093單位
ii	要介護 2	1,162單位
iii	要介護 3	1,230單位
iv	要介護 4	1,299單位
v	要介護 5	1,367單位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	946單位
ii	要介護 2	1,013單位
iii	要介護 3	1,080單位
iv	要介護 4	1,148單位
v	要介護 5	1,215單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	1,077單位
ii	要介護 2	1,144單位
iii	要介護 3	1,211單位
iv	要介護 4	1,279單位
v	要介護 5	1,346單位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	884單位
ii	要介護 2	951單位
iii	要介護 3	1,018單位
iv	要介護 4	1,086單位
v	要介護 5	1,153單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	

	v 要介護 5	1,376單位
(三)	認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	962單位
ii	要介護 2	1,030單位
iii	要介護 3	1,097單位
iv	要介護 4	1,164單位
v	要介護 5	1,231單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	1,071單位
ii	要介護 2	1,139單位
iii	要介護 3	1,206單位
iv	要介護 4	1,273單位
v	要介護 5	1,340單位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	947單位
ii	要介護 2	1,012單位
iii	要介護 3	1,078單位
iv	要介護 4	1,145單位
v	要介護 5	1,211單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	1,056單位
ii	要介護 2	1,121單位
iii	要介護 3	1,187單位
iv	要介護 4	1,254單位
v	要介護 5	1,319單位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	886單位
ii	要介護 2	952單位
iii	要介護 3	1,017單位
iv	要介護 4	1,084單位
v	要介護 5	1,150單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	

i 要介護 1	995単位
ii 要介護 2	1,062単位
iii 要介護 3	1,129単位
iv 要介護 4	1,197単位
v 要介護 5	1,264単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	786単位
b 要介護 2	853単位
c 要介護 3	920単位
d 要介護 4	988単位
e 要介護 5	1,055単位

(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	917単位
b 要介護 2	984単位
c 要介護 3	1,051単位
d 要介護 4	1,119単位
e 要介護 5	1,186単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,163単位
ii 要介護 2	1,230単位
iii 要介護 3	1,297単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,432単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,163単位
ii 要介護 2	1,230単位
iii 要介護 3	1,297単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,432単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,125単位

i 要介護 1	995単位
ii 要介護 2	1,060単位
iii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,193単位
v 要介護 5	1,259単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	790単位
b 要介護 2	855単位
c 要介護 3	921単位
d 要介護 4	988単位
e 要介護 5	1,054単位

(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	899単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,030単位
d 要介護 4	1,097単位
e 要介護 5	1,162単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,160単位
ii 要介護 2	1,225単位
iii 要介護 3	1,291単位
iv 要介護 4	1,358単位
v 要介護 5	1,423単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,160単位
ii 要介護 2	1,225単位
iii 要介護 3	1,291単位
iv 要介護 4	1,358単位
v 要介護 5	1,423単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,103単位

ii 要介護 2	1, 196単位
iii 要介護 3	1, 266単位
iv 要介護 4	1, 337単位
v 要介護 5	1, 407単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	1, 125単位
ii 要介護 2	1, 196単位
iii 要介護 3	1, 266単位
iv 要介護 4	1, 337単位
v 要介護 5	1, 407単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1, 250単位

注 1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、

ii 要介護 2	1, 172単位
iii 要介護 3	1, 241単位
iv 要介護 4	1, 311単位
v 要介護 5	1, 379単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)

i 要介護 1	1, 103単位
ii 要介護 2	1, 172単位
iii 要介護 3	1, 241単位
iv 要介護 4	1, 311単位
v 要介護 5	1, 379単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1, 250単位

注 1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、

看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

(新設)

- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が

看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者

- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が

判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(削除)

(6) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(新設)

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

**(8) 介護職員処遇改善加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |
|---|
| (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数         |
| (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数         |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）をする費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
- （一）次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- （二）次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- 介護職員処遇改善加算（II） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算（III） イ(1)から(6)までに掲げる基準の

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	571単位
(2) 要介護 2	641単位
(3) 要介護 3	711単位
(4) 要介護 4	780単位
(5) 要介護 5	851単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

（新設）

注1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについて、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（新設）

いすれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	560単位
(2) 要介護 2	628単位
(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	768単位
(5) 要介護 5	838単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	560単位
(2) 要介護 2	628単位
(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	768単位
(5) 要介護 5	838単位

注1 イについて、指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指